



# 学校給食費について のQ & A

---

保護者のみなさまへ

あさぎり町教育委員会（あさぎり町学校給食センター）

1 学校給食費について（以下「給食費」という。）

Q1-1 給食費は何に使われているのですか？

A1-1 給食費は令和3年度から「公会計化」され、町の予算の一部として「歳入」や「歳出」予算として計上されることとなりますが、保護者さまが納める給食費は、「歳入予算」として徴収させていただき、給食を作るための食材を購入する費用は町が「歳出予算」として一時的に費用を立替ますが、最終的には保護者さまから納められた給食費を充当していくことで、結果的には食材費においては保護者さまのご負担となります。また、給食を作るために必要な「人件費」や「光熱水費」、「施設修理費などは町が負担しています。なお、「学校給食法」という法律では、給食に必要な食材費や光熱水費は保護者さまに負担していただくという規定がありますが、あさぎり町では、光熱水費等は町が負担しており、保護者さまには「食材費」のみをご負担していただいています。

Q1-2 なぜ給食費を払わなければならないのですか？

A1-2 先の問の答えで食材費は一時的に町が費用を立替えるといいましたが、最終的には保護者さまが納める給食費で賄うこととなります。給食費を納付いただけないと、食材費を立替えた町の費用と、実際に保護者さまから納めていただいた費用とに差が生じてしまう結果となり、町に損失が出てしまうこととなります。給食費の納付に関しましては、どうぞご理解とご協力をお願いします。

Q1-3 給食費の額はいくらですか？

A1-3 本町は「完全給食」※を導入しています。令和3年度の本町の給食費は以下のとおりです。もし給食費を改定することがあれば、諸般の手続きを経て事前に保護者さまへお知らせします。

◎完全給食の場合（あさぎり町学校給食費条例施行規則より）

別表1(第6条関係)

(月額及び年額/円)

属性	月額基準額	保護者等負担 月額	基準年額	保護者等負 担年額
小学校	3,950	3,800	43,450	41,800
中学校	4,650	4,500	51,150	49,500

小学校教職員 等	3,950	3,950	43,450	43,450
中学校教職員 等	4,650	4,650	51,150	51,150

(1 食当たり単価/円)

属性	1食当りの 基準額	1食当たり保護者負 担額
小学校	236.14	227.17
中学校	277.99	269.02
小学校教職員等	236.14	
中学校教職員等	277.99	
一般	236.14	
臨時(小学校)	240	
臨時(中学校)	280	

※「完全給食」とは、飲用牛乳と食事をすべて喫食する給食のことです。

Q1-4 給食費の額はどのように決めているのですか？

A1-4 あさぎり町学校給食費条例施行規則で定められています。今後、物価の上昇や、消費税の改定等が生じましたら諸般の手続きを経て改定し、事前に保護者さまへ周知させていただきます。現在のところ改定の予定はございません。(関連：Q1-3 給食費の額はいくらですか？)

Q1-5 基準年額と保護者の負担年額に差があるのは何故ですか？

A1-5 令和2年度まで、町から年額 1,650 円(月額 150 円)の補助を頂いていました。令和3年度から給食費を公会計化した後もこの金額は維持していただきました。金額の差は町からの間接補助だとお考えください。(関連：Q1-3 給食費の額はいくらですか？)

Q1-6 基準回数とは何ですか？

A1-6 規則で、それぞれの学校での1年間の給食実施回数を定めた回数のことです。本町の基準回数は小学校、中学校ともに184回です。

Q1-7 私がいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A1-7 文書での個別の通知等はありませんが、町のHP（ホームページ）にてお知らせしていますので、そちらをご覧ください。

## 2 給食費の調整について

Q2-1 給食費の調整とはなんですか？

A2-1 原則毎年3月に、1年間（11箇月）納付いただいた給食費と、実際に学校で給食を実施した回数とを精算して、給食を喫食した回数が多ければ追加で納付（追徴）いただき、少なかった場合は還付するということです。

Q2-2 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？

A2-2 調整については規則第9条に則って行います。簡単に、以下の調整の対象となる場合とならない場合があります。

（調整の対象となる場合）

- (1) 事故その他の理由により連続して5日以上の間、学校給食の提供を受けない場合で入院等の事実が客観的にわかる書類を提出できる場合
- (2) 転入転出に伴い給食費の精算が必要となった場合
- (3) 感染症対策や自然災害等、給食実施校が臨時及び緊急に休業を実施した場合
- (4) 児童生徒等が「学校行事」へ参加した結果給食を喫食しなかった場合
- (5) 食物アレルギー等の理由で給食を喫食できない旨を「学校生活管理指導表」又は「医師の診断書」等をもって町長に提出したとき
- (6) その他、やむを得ない事情と町長が認めた場合

（調整の対象とならない場合）

- (1) 急な発熱や怪我などで学校を休む場合
- (2) 連続して学校を休む日が5日未満（学校休業日を除く）の場合

連続していなくても通算で、入院や自宅療養等での欠席が5日以上の場合は対象となる可能性がありますので、入院等の事実がわかる書類は保存されておいてください。客観的な事実書類が提出できない場合は、状況等を踏まえ、所属学校から提出があった「給食停止届」等を参酌して給食センターで判断させていただきます。

### 3 給食費の支払いについて

#### Q3-1 給食費の支払方法は、どのようになりますか？

A3-1 あさぎり町の学校給食費は、原則、収納代行サービスを利用した「口座振替方式（ネット銀行を含む、全国の金融機関対応）」によるお支払いとなります。令和2年度時点で「現金納入袋」での給食センター窓口での納付の方は令和3年度までの取扱となり、令和4年度からは「給食費専用納付書」で役場会計課窓口か、各提携金融機関窓口での納付となります。

#### Q3-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A3-2 給食費の口座振替手数料は町が負担しますので、保護者さまにご負担いただくことはありませんが、引落期日に振替られなかった場合は、令和3年度までは、給食センターの専用口座に振り込んで納めていただく際の振込み手数料は保護者さまのご負担となっています。

#### Q3-3 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A3-3 ご連絡いただければ、専用の「預金口座振替依頼書」を郵送しますので、それに必要事項を記入し、銀行印を押印のうえ、給食センターまで同封の返信用封筒にて返送ください。

#### Q3-4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A3-4 基本的に再振替はいたしません。給食センターから未納通知を送りますので、令和3年度までは給食センターの専用口座に振替できなかった金額を振り込んでください。（その際の振込手数料は保護者さま負担となります。）令和4年度からは、専用の納付書がお手元に届くようになりますので、それを持って、役場窓口か、提携の各金融機関窓口で納めてください。  
(関連：Q3-1、Q3-2)

#### Q3-5 納付書はコンビニで使えますか？

A3-5 申し訳ございません。使えません。町の体制がコンビニによる収納代行方式を採用していません。給食センターが採用しているのは、「口座振替方式による収納代行サービス」です。

#### Q3-6 納期限はいつですか？

A4-7 4月から翌年2月までの毎月末日です。給食費の口座振替日は毎月28日ですが、28日が休日の場合は、翌営業日に引き落としいたします。

Q3-7 8月は給食を食べませんが、なぜ給食費を払うのですか？

A3-7 学校給食費の徴収月は11ヶ月と決まっていますが、3月は給食費を調整（精算）しなければなりませんので振替を基本的にはいたしません。保護者さまのご理解をお願いいたします。

Q3-8 学校に直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A3-8 学校では給食費のお預かりはいたしません。申し訳ございませんが、現金納付の場合は令和3年度までは給食センターに、令和4年度からは納付書にて、役場会計課窓口若しくは、提携の各金融機関窓口でお納めください。（関連：Q3-1、Q3-2、Q3-4）

#### 4 給食費の納付相談について

Q4-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A4-1 児童扶養手当を受給している場合などは、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。あさぎり町では就学援助認定を受けた場合、給食費等を町から援助する制度があります。町教育委員会事務局学校教育係までご相談ください。

Q4-2 給食費の免除制度はありますか？

A4-2 はい、あります。規則の要件を満たす方が前提です。以下に規則を記載しますが、お困りの場合は給食センターまでご相談ください。

(学校給食費の免除)

##### 規則第13条

- (1) 保護者等が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に該当する自然災害により被災し、町より「罹災証明書」の発行を受けた場合
- (2) あさぎり町就学援助実施要綱(平成23年教委告示第5号)第6条の援助の決定を受け、学校給食費の現物給付を受けている保護者等以外の保護者等で、児童生徒を養育できない環境に至った場合であって、町長が特に必要があると認めた場合

#### 5 就学援助について

Q5-1 就学援助とはなんですか？

A5-1 小中学校に通う町内在住のお子さまの保護者の方に対し、経済的な理由で

就学に必要な場合、その費用の一部を審査のうえ扶助する制度です。  
詳しくは町教育委員会事務局学校教育係までお問合せください。

(関連：Q4-1)

Q5-2 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わなければなりませんか？

A5-2 そのとおりです。ご理解とご協力をお願いします。なお、認定されれば既にお支払いいただいた給食費は、精算し還付させていただきます。

Q5-3 就学援助に認定された場合、給食費の支払いはどのようになりますか？

A5-3 就学援助費は、町から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、給食費分の就学援助費については、町教育委員会から給食センターへ直接支払う(充当する)こととなりますので、認定された翌月から口座振替は行いません。また、認定された月と給食費をお支払い月が重複してお支払いいただいていた場合はQ5-2にありますとおり、精算し還付させていただきます。

(関連：Q5-2)

## 6 給食費の滞納について

Q6-1 給食費を滞納している家庭には、今後どのような取り組みをされますか？

A6-1 町HPでもお知らせしておりますとおり、公会計化後は、地方自治法施行令及び民法の規定及びあさぎり町債権管理条例に従い、納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促通知や催告書をお送りし、それでも納付いただけない場合は、裁判所において支払督促等の法的手続きを開始する可能性があります。この場合において、町の請求が認められた場合は、財産の差押え(遅延損害金含む)、少額訴訟等を行う場合があります。

## 7 その他の手続きについて

Q7-1 給食申込書はいつ出すのですか？

A7-1 令和3年度の新小学1年生の保護者の方々には既に、郵送でお配りしてご提出いただいています。令和4年度に本町の小学校にご入学予定の保護者さまには、令和3年度の就学児健診時前にご郵送させていただき、健診時の受付時に提出いただきます。

Q7-2 給食欠食届はどのような時に提出が必要ですか？

A7-2 給食欠食届は、児童生徒が病気や怪我、事故等の理由により連続して5日

以上の期間、入院や自宅療養等で学校給食の提供を受けなかった時に提出していただきます。所属学校からの給食停止の連絡があってから事実を把握した後、給食の再開がなされてから、給食センターから手続き用の文書を郵送させていただきます。精算はその年度の3月、給食費の還付はその翌月4月以降となります。

**Q7-3 給食一部停止等願の提出はどういった場合でしょうか？**

A7-3 児童生徒に「食物アレルギー」などで、食してはいけないものがある場合に提出していただきますが、町は「完全給食」を実施していますので、この願書は主に、「乳糖不耐症（牛乳アレルギー）」の児童生徒用となります。食物アレルギーで「代替食」を希望される場合は、この願いの提出は必要ありません。別途、給食センター（栄養教諭等）と協議いただくこととなります。

**Q7-4 長期欠席明け後、復学することになりました。手続きは必要ですか？**

A7-4 給食センターには特に必要はありませんが、3月の精算月前にこちらから、入院等の根拠資料の写し等を添えた「学校給食欠食届」の提出をご依頼する文書を郵送させていただきますので、ご記入の上、返送いただくことになるかと思います。（関連：Q7-2）

**Q7-5 現在小学6年生ですが、進級時に何か手続きは必要ですか？**

A7-5 特に必要な手続きはありません。が、小学校から中学校に変わると、月額  
の給食費が小学校 3,800 円から中学校は 4,500 円に変わります。

このQ&Aは、令和3年3月時点の内容で作成しています。手続方法や期日、金額等はその後の規則改正などにより変更となる場合があります。